令和６年度及び令和７年度

入札参加資格審査申請要領

［物品・その他委託］

令和６・７年度において、田原市が発注する物品の製造の請負、買入その他の契約（以下「物品調達」という。）及び警備・清掃・保守管理等業務（以下「その他委託」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望される方は、本要領により「田原市」を申請先の団体として「あいち電子調達共同システム（物品等）」を用いて申請してください。

田　原　市

《はじめに》

田原市が発注する物品調達及びその他委託の一般競争入札及び指名競争入札（オープンカウンタを含む。）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望する方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下、「電子調達システム（物品等）」という。）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

１．申請者の要件

入札参加の資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1)　電子調達システム（物品等）に参加している自治体に共通する要件

①　資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。

②　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

> 地方自治法施行令（抜粋）
>
> （一般競争入札の参加者の資格）
>
> 第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。
>
> （指名競争入札の参加者の資格）
>
> 第１６７条の１１　第１６７条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

③　次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

ア　国税

法人の方　法人税、消費税及び地方消費税

個人の方　申告所得税、消費税及び地方消費税

イ　愛知県税

法人の方　法人県民税、法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割

個人の方　個人事業税及び自動車税種別割

(2)　田原市が独自に設定する要件

①　田原市税が未納でないこと。

田原市税とは田原市市税条例（昭和３６年田原町条例第１１号）に規定する市税及び田原市国民健康保険税条例（昭和３６年田原町条例第３１号）に規定する国民健康保険税のこと。

②　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団並びに同条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

２　入札参加資格申請の方法

(1)　入札参加資格申請をする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト　https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html

【参考】ポータルサイト〈手引書・書類〉

(2)　法人が申請する際の申請単位は法人単位となります。営業所単位での申請は受け付けることができません。

(3)　契約を締結する営業所は、１自治体に対し１営業所に限ります。ただし、許可登録等の関係で、やむを得ず複数の営業所での申請が必要な場合は、田原市役所総務部財政課に確認してください。また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められていることが必要です。

(4)　入札参加資格申請においては、画面上の注意、「操作の手引き」、「操作マニュアル」及び「電子申請上の注意点」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入いただいてから電子調達システム（物品等）に入力してください。

(5)　申請できる営業品目は別表１のとおりです

(6)　入札参加資格申請の入力内容を送信後、速やかに「４　別送書類」(1)で示す別送書類を提出してください。

(7)　審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し送信してください。

３　受付期間

(1)　定時受付

令和６年１月４日（木）から令和６年２月１５日（木）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時から午後８時まで

早期の入札参加資格申請にご協力ください。

(2)　随時受付

令和６年４月１日（月）から令和８年２月１６日（月）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。）の午前８時から午後８時まで

４　別送書類

入札参加資格申請データを入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」をダウンロードし、（１）に記載する書類各１部をデータ化（スキャン等）し「別送書類送付書」とともに、（２）に記載する提出期日までにメールで提出してください。**提出する別送書類がない場合は、メールも不要です。**

Ｅメール　　nyusatsu-sanka@city.tahara.aichi.jp

郵送で提出する場合は「１３　問い合わせ先」に記載する住所に郵送してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より３か月以内のものとします（鮮明であれば写し可）。

(1)　提出する書類等

①　電子調達システム（物品等）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請する自治体が複数の場合、代表して申請要件を審査する自治体（共通審査自治体）が共通審査項目を審査します。

書類名	摘要	
登記事項証明書等	共通審査自治体が田原市の場合	次のいずれかの書類を（３）の提出先へ提出してください。 ①法人の方 履歴事項全部証明書 ②個人の方 代表者の登記されていないことの証明書 （全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行してください。また、東京法務局では郵送申請も可能） 及び 代表者の身元証明書（本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し）※１ ※１　田原市に本籍地を有し、かつ、田原市が申請者の状況を確認することに同意される方は、<u>令和６・７年度入札参加資格申請から、提出不要としました。</u> 同意されない場合は、申請日に「１２　問い合わせ先」までご連絡ください。
	共通審査自治体が田原市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された共通審査自治体に提出してください。
納税証明書（国税）	共通審査自治体が田原市の場合	次のいずれかの納税証明書を(3)の提出先へ提出してください。 ①法人の方「その３の３」 ②個人の方「その３の２」 ※　本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
	共通審査自治体が田原市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された共通審査自治体に提出してください。

納税証明書 （県税）	共通審査自治体が愛知県の場合	書類の提出は不要です。 ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。
	共通審査自治体が田原市の場合	次のいずれかの書類を(3)の提出先へ提出してください。 ①愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ②愛知県に納税義務がないときは、様式１「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	共通審査自治体が田原市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された共通審査自治体に提出してください。

② 田原市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要
滞納のない証明書 （田原市税）	令和６・７年度入札参加資格申請より、左記書類を**提出不要**とします。 ※入札参加資格申請時に入力した課税番号で田原市が確認します。ただし、納税状況が確認できない場合は、田原市役所税務課発行の納税証明書を求めることがあります。

(2) 提出期間

① 定時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から７日以内必着。入力内容のデータ送信日と同日の提出にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、令和６年２月２２日（木）必着。

② 随時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から７日以内必着。入力内容のデータ送信日と同日の提出にご協力ください。なお、７日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※ 上記①、②の提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの間に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(3) 提出先

〒４４１－３４９２
愛知県田原市田原町南番場３０番地１
田原市役所 総務部 財政課

5 入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「１ 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6　入札参加の資格審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて入札参加の資格審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び入札参加資格申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されますので、補正申請を行ってください（補正申請をしない場合、不受理となることがあります。）。

7　入札参加の資格審査結果

入札参加の資格審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8　追加届

審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により追加届を登録してください。

(1)　届出項目

・許可・登録等

・契約実績

・特約・代理店

(2)　届出期限

申請後、速やか（５日以内目安）に入力してください。

9　入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和６年４月１日（月））から令和８年３月３１日（火）まで有効とします。

ただし、令和８年４月１日（水）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

１０　会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第４１条に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第３３条に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

１１　電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。ただし、定時申請した内容の変更手続きは、令和６年４月１日（月）から可能となります。

１２　その他

(1)　入札参加資格申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、入札参加停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

(2)　入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

(3)　当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿及び入札結果は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

(4)　入札参加資格申請においては、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行するＩＣカードは必要ありませんが、電子入札に参加する場合には、ＩＣカードの購入及び電子調達システム（物品等）への登録が必要となります。なお、その場合には、入札参加資格者名簿に登録されている代表者（受任者を登録されている場合は受任者）名義のＩＣカードである必要があります。

(5)　この要領に定めるもののほか、入札参加資格の審査等に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることがあります。

１３　問い合わせ先

〒４４１－３４９２
愛知県田原市田原町南番場３０番地１
田原市役所 総務部 財政課
ＴＥＬ　　（０５３１）２３－３５０５（直通）
ＦＡＸ　　（０５３１）２３－０１８０
Ｅメール　　kensa@city.tahara.aichi.jp
ホームページ　http://www.city.tahara.aichi.jp/

様式１

愛知県税の納税義務がないことの申出書

次の愛知県税について納税義務はありません。

・法人事業者の場合：「法人県民税」「法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税」
及び「自動車税種別割」
・個人事業者の場合：「個人事業税」及び「自動車税種別割」

田 原 市 長　殿

令和　　年　　月　　日

所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商 号 又 は 名 称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿